

西 監 発 第 39 号
平成 21 年 7 月 27 日
(2009 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 村 西 進
同 阿 部 泰 之

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

平成 21 年 6 月 26 日付西監収第 29 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」については、平成 21 年 7 月 22 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法（以下、「法」という。）上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、大川原成彦監査委員、木村嘉三郎監査委員については、本件職員措置請求に関して利害関係があるので法第 199 条の 2 の規定により除斥となっています。

記

1. 請求の内容

平成 21 年 6 月 26 日付西監収第 29 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」請求要旨は、以下のとおりです。

西宮市は市議会議員へ政務調査費を交付しているが、その根拠は法第 100 条第 14 項である。これを受けて西宮市は平成 13 年 3 月 28 日、「西宮市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）及び「同規則」を制定したが、領収証など具体的な内容は公開されなかった。

ところが、平成 19 年 3 月 27 日の条例改正でこれが是正され、収支報告書に領収書等の証拠書類を添えて議長に提出しなければならないことになり、平成 19 年度の第 2 四半期から実施された。なお平成 19 年 6 月 11 日に詳しい用途を定めた「西宮市議会政務調査費の取扱いに関する要綱」が制定された。

ところが、公開された領収書等を点検したところ、これに違反する違法・不当な支出があるので、西宮市長が各会派又は議員に対してその返還を求めることを請求する。

なお、監査請求期間は当該行為のあった日から 1 年以内という規定があるが、証拠書類の情報公開は平成 20 年 7 月であるので、この監査請求は有効である。

2. 監査委員の判断

本件職員措置請求にかかる平成 19 年度政務調査費については、条例第 8 条第 1 項で「政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、別に定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書等の証拠書類を添えて、議長に提出しなければならない。」また、同条第 2 項で「収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。」とされています。

西宮市議会の政務調査費は、議員一人当たり月額 15 万円を限度として、所属会派又は議員に各四半

期の最初の月に当該四半期に属する月数分が交付されます。平成 19 年度の政務調査費のうち、平成 19 年 7 月以降の政務調査費にかかる支出負担行為・支出命令及び支払いの年月日は以下の通りです。

	支出負担行為年月日	支出命令年月日	支払い年月日
第 2 四半期	平成 19 年 7 月 1 日	平成 19 年 7 月 5 日	平成 19 年 7 月 10 日
第 3 四半期	平成 19 年 7 月 1 日	平成 19 年 10 月 4 日	平成 19 年 10 月 10 日
第 4 四半期	平成 19 年 7 月 1 日	平成 20 年 1 月 4 日	平成 20 年 1 月 10 日

上記収支報告書は、領収書等の証拠書類を添えて 4 月 30 日までに提出しなければならないとされているため、この日まで政務調査費にかかる金額及びその用途の確定ができないことが明らかなので、平成 19 年度の政務調査費については、平成 20 年 4 月 30 日を「当該行為のあった日」と考えるのが相当であると判断しました。

本件職員措置請求については、平成 20 年 4 月 30 日から 1 年を経過してからなされたものですが、請求人は、「監査請求期間は当該行為のあった日から 1 年以内の規定があるが、証拠書類の情報公開は平成 20 年 7 月からであるので、この監査請求は有効である。」と主張しています。

法第 242 条第 2 項は、住民監査請求の期間について「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、「当該行為があったことを知った日」からという主観的な期間ではなく、「当該行為のあった日又は終わった日」を基準に 1 年という客観的な期間を請求期間としています。

正当な理由の判断基準については、最高裁判決（平成 14 年 9 月 12 日）で「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがってそのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とされています。

平成 19 年度の政務調査費については、西宮市情報公開条例に基づき、平成 20 年 7 月 9 日から公開され、翌 7 月 10 日以降新聞各紙が報道しています。

この事実から、西宮市の情報公開及び新聞報道によって、住民は平成 20 年 7 月には、平成 19 年度の政務調査費について、その存在及び内容を容易に知ることができたというべきです。したがって、最高裁判決のいう「住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される期間から相当な期間内に監査請求をしたかどうか」という基準によって判断すれば、本件職員措置請求は、「当該行為のあった日」から 1 年を経過し、情報公開及び新聞報道から 1 年近くを経過してから提出されており、「相当な期間内」を大きく過ぎていると言わざるを得ません。

以上のことから本件職員措置請求は、正当な理由なく 1 年の請求期間を超えてなされた監査請求であり、法第 242 条第 2 項ただし書きの正当な理由もないことから、住民監査請求の対象とすることはできず、不適法であるので却下します。